

コミュニティ・スクールってなに？ Q&A

Q 1 どんな仕組みなの？

コミュニティ・スクールに指定された学校には、「学校運営協議会」が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域の皆さんなどが一定の責任と権限を持って、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動について意見を述べたりすることをおして、学校のさまざまな課題解決に参画していきます。

Q 2 ほかの学校との違いは？

大きな違いは、学校の運営に保護者や地域の皆さんの参画が仕組みとして保障されていることです。
学校と地域が力を合わせることによって、互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に地域の子どもたちの成長を支えていく、そんな学校づくり・地域コミュニティづくりを進めていくことが、一番のねらいです。

Q 3 学校運営協議会の委員は誰でもなれるの？

協議会の委員には、保護者と地域の皆さんが含まれる必要があります。その他のメンバーは、学校や地域の実情を踏まえて教育委員会で定めることになっていて、その選出方法などの具体的な手続きについても教育委員会で決定します。委員構成のバランスなども配慮して、熱意ある優れた人材を選んでいただくことが期待できます。

Q 4 コミュニティ・スクールに指定する方法は？

小中学校はもちろん、幼稚園や高等学校などの地域の公立学校に導入できます。導入するかどうかは、学校・保護者や地域の皆さんの意向を踏まえて、教育委員会が決定します。

Q 5 学校運営協議会ではどのようなことができるの？学校評議員との違いは？

校長の求めに応じて個人としての意見を述べるのが「学校評議員」で、校長が地域住民などの意見を聴取するためのものです。対して「学校運営協議会」は、合議制の機関として主に協議を行いながら、学校運営について意見を述べる仕組みで、校長の権限のもとで行う学校運営に地域住民が一定の責任と権限を持って参画するための組織です。



昨年7月に開催された早来小学校第1回学校運営協議会の様子

◆今後は、それぞれの学校運営協議会の状況などを取材し、皆さんへお知らせしていきます。

学校運営協議会の設置状況

- 平成25年度 追分小学校
- 平成26年度 早来小学校
- 平成27年度 早来中学校
- 平成27年度 早来中学校 追分中学校

協議会委員の構成

安平町学校運営協議会要綱で規定するとおり、10名以内で構成

- ・保護者（PTA役員）、地域住民（各種団体関係者、自治会関係者など）、指定学校の校長および教職員、学識経験者（指定学校以外の小中学校長、幼稚園長、こども園長、関係行政機関の職員（教育次長）

問合せ 安平町教育委員会
☎2083